

前回会合における民間委員からの主な御指摘

1. 基本認識

- 多重債務相談の件数は減少しているが、未だに多重債務者数は多く、引き続き対策に取り組んでいく必要。
- 多重債務者は、借金以外にも家庭やメンタルヘルスの問題を伴っている可能性があり、対策を効果的に進める上では、関係部門等の連携が非常に重要。

2. 相談窓口等の支援体制のあり方

- 多重債務相談の前線に立っている自治体等の窓口における対応状況や、関係部門等との連携の実態等を聴取の上、検討を行うべき。
- 支援策を講じても、そこにアクセスしようとしめない、又はアクセスできない人達への対応を検討していく必要。
- 多重債務者が債務整理を行うだけでは本質的な解決にならず、家計管理の指導や、依存症等の心の問題に対応しうる専門家に、より容易にアクセスできるようにすべき。
- 窓口で相談を行うのみならず、生活再建のための貸付け等の支援を行うことを通じて、相談者の窓口への誘導が可能となる。

3. セーフティネット貸付けの提供等

- 家計相談と生活再建のための貸付けを組み合わせることにより、個人向けのセーフティネットを充実させる必要。
- 生協等による貸付事業を推進していくため、貸付原資や事業経費の安定的な確保、利用者の利便性の向上等に資する対応を要望。
- 中小企業向け支援について、実効性のある対策を更に進めていくべき。

4. 金融経済教育

- 高齢者等を含む消費者が様々な被害に遭うことを未然に防ぐため、学校教育を含め、金融リテラシーの向上を図る必要。
- 家庭科における必修単位を確保すること等により、学校教育における予防的学習を進める必要。

5. クレジットカード現金化への対応等

- クレジットカード現金化については、引き続き、適切な取締りのための対応が必要。
- クレジットカード現金化に関しては、介在している決済代行業者の存在に留意することが必要。
- システム金融についても、対応策を検討していく必要。